

令和 7 年度青森県病院内保育所運営費補助金交付要綱

（趣旨）

第 1 県は、医療介護総合確保促進法に基づく県計画に基づき、医療従事者が働きやすい職場環境を整備し、医療従事者の離職防止及び再就業を促進するとともに、医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な児童の保育（以下「病児等保育」という。）を行うことを目的として、医療法第 7 条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所又は同法第 8 条の規定に基づき届出をした診療所（以下「病院等」という。）を設置する社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、独立行政法人、医療法人その他知事が適当と認める者（地方公共団体を除く。）（以下「補助事業者」という。）が行う第 2 に掲げる補助対象事業に要する経費について、令和 7 年度予算の範囲内において、当該補助事業者に対し、青森県病院内保育所運営費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和 45 年 3 月青森県規則第 10 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象事業）

第 2 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が、第 1 に掲げる目的をもって病院等に従事する職員等の委託を受けて乳児又は幼児に対し必要な保護を行う保育所（近辺の他の病院又は診療所の医療従事者等が共同利用することを目的として一医療施設が設置した保育所を含む。以下「病院内保育所」という。）を運営する事業（以下「病院内保育所運営事業」という。）とする。

（補助対象施設）

第 3 補助金の交付対象となる病院内保育所（以下「補助対象施設」という。）は、別表 1 に掲げる病院内保育所の種別に該当する施設で、原則 12 か月運営し、かつ保育料として 1 人当たり平均月額 10,000 円以上徴収しているものとする。（ただし、他の補助金等の交付を受けている施設は対象としないものとする。）

なお、運営月数の算定に当たっては、その月における開所日数がおおむね 15 日以上である場合には 1 か月として算定して差し支えないものとし、また、保育料とは、保育に要する費用の保護者負担額（給食費を含む。）をいう。

（病院内保育所の種別）

第 4 病院内保育所の種別を判定するに当たっては、別表 1 に掲げる種別ごとの各基準項目を全て満たしていなければならない。

なお、保育児童数の算定に関しては、第3の補助対象施設に従事する職員（当該補助対象施設に勤務する職員であって、人事異動等により他の施設の勤務となった職員も含む。）の児童であって、年間の平均保育児童数が各種別の基準値以上あれば、各月において基準値未満（6か月以上に達する場合は除く）であっても各種別に該当するものとする。

（補助対象経費及び補助金の額）

第5 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に必要な経費のうち別表2第2欄に掲げるものとし、補助金の額は、同表第1欄に定める基準額と補助対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額を選定し、当該選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に同表の第3欄に定める補助率を乗じて得た額以内の額（千円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とする。

（申請書等）

第6 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- （1）補助金所要額調書（第2号様式）
- （2）事業計画書（第3号様式）
- （3）歳入歳出予算書又は見込書の抄本
- （4）その他知事が必要と認める書類

3 第1項の申請書及び前項の書類の提出部数は、1部とする。

4 第1項の申請書の提出期限は、別途通知する。

（補助金の交付の条件）

第7 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- （1）補助事業の内容の変更（知事が認める軽微な変更を除く。）をする場合又は補助事業に要する経費の変更（補助金の額の増額を伴わない配分額の10%以内の変更を除く。）をする場合は、事業変更承認申請書（第4号様式）を知事に提出してその承認を受けること。
- （2）補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を知事に提出してその承認を受けること。
- （3）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を知事に報告し、その指示を受けること。
- （4）補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた

日)の属する年度の終了後5年間保管しておくこと。

- (5) 補助対象施設には、保育士、子育て支援員(「子育て支援員研修事業の実施について」(平成27年5月21日付け雇児発0521第18号)に規定する子育て支援員をいう。)その他保育に従事する職員として市町村が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者又は社会福祉協議会が行う研修を修了した者若しくは両研修の受講予定者(以下「保育従事者」という。)等を置くこととし、保育従事者の数は、次の①～④に掲げる年齢区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。また、当該数の算定に当たっては、保健師、看護師又は准看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。

- ① 乳児 おおむね3人につき1人
- ② 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
- ③ 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人
- ④ 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

- (6) 補助事業者は、利用定員20人以上の施設については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第43条に定める基準を、また、利用定員19人以下の施設については、同基準第48条により準用する同基準第28条に定める基準を遵守するものとする。

(申請の取下げの期日)

- 第8 規則第5条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日とする。

(補助金の請求)

- 第9 補助金の請求は、補助金請求書(第6号様式)を知事に提出して行うものとする。

(補助金の交付方法)

- 第10 補助金は補助事業の完了後に交付する。

(実績報告)

- 第11 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了の日(補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日)から起算して30日を経過した日又は令和8年4月15日のいずれか早い期日までに完了(廃止)実績報告書(第7号様式)1部に次に掲げる書類1部を添えて行うものとする。

- (1) 補助金所要額精算書(第8号様式)
- (2) 事業実績報告書(第3号様式)

(3) 保育士等職員給与費明細書(第9号様式)

(4) 歳入歳出決算書又は見込書の抄本

(5) その他知事が必要と認める書類

(附則)

- 1 この要綱は、令和7年4月17日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年4月1日からこの要綱の施行の日までに行われた本事業についても適用する。

別表 1（第 4 関係）

基準項目 種別	保育児童数	保育士等数	保育時間
A 型特例	4 人未満	2 人以上	8 時間以上
A 型	4 人以上	2 人以上	8 時間以上
B 型	1 0 人以上	4 人以上	1 0 時間以上
B 型特例	3 0 人以上	1 0 人以上	1 0 時間以上

別表 2（第 5 関係）

1 基準額	2 補助対象経費	3 補助率
各病院内保育所につき、（１）により算定した基本額より保育料収入相当額（注１）を控除のうえ、病院内保育所の運営に係る設置者（注２）の負担能力指数による調整率（注３）を乗じて得た額と、（２）により算定した加算額の合計額とする。 （１） 基本額 （A 型特例） 1 人×1 8 0， 8 0 0 円×運営月数 （A 型） 2 人×1 8 0， 8 0 0 円×運営月数 （B 型） 4 人×1 8 0， 8 0 0 円×運営月数 （B 型特例） 6 人×1 8 0， 8 0 0 円×運営月数 （２） 加算額 （2 4 時間保育（注４）を行っている施設） 2 3， 4 1 0 円×運営日数 （病児等保育（注５）を行っている施設） 1 8 7， 5 6 0 円×運営月数	病院内保育所の運営に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、委託料（上記経費に該当するものの。）	3 分の 2

注 1（保育料収入相当額）

保育料収入相当額は、2 4， 0 0 0 円に保育月数を乗じた金額の合計額とする。また、保育料収入相当額の算出にあたっては、対象となる上限の人数は A 型特例については 1 人、A 型については 4 人、B 型については 1 0 人、B 型特例については 1 8 人とする。

注 2（病院内保育所の運営に係る設置者）

設置者は、施設、設備及び運営について、児童福祉施設最低基準（昭和 23 年厚生労働省令第 63 号）を尊重することとする。

注 3（負担能力指数による調整率）

病院内保育所の運営に係る設置者の負担能力指数（以下「負担能力指数」という。）による調整率は、次のとおりとする。ただし、病院内保育所設置後 3 か年を経過していない施設にあつては適用しない。

負担能力指数	調整率
5 未満	1. 0
5 以上 20 未満	0. 8
20 以上	0. 6

負担能力指数とは、補助を受けようとする年度の前々年度の病院決算における当期剰余金を、補助を受けようとする年度の病院内保育所運営費に係る設置者負担額（病院内保育所運営費補助金交付前の額）で除した数値とする。

ただし、病院内保育所運営費は、病院内保育所運営費支出予定額と以下に定める標準経費とを比較して少ない方の額とする。

標準経費の算出方法		保育士等の数 × 標準人件費 + その他の経費
算出方法の語句の説明	保育士等の数	当該年度の 4 月 1 日（土曜日又は休日の場合は直後の平日とする。）現在の病院内保育所利用職員の児童数を、2. 6 人で除して得た数値（小数点第 2 位を四捨五入する。）とする。 ただし、算出された保育士等の数が A 型特例及び A 型にあつては 2 人、B 型にあつては 4 人、B 型特例にあつては 10 人を下回る場合は、当該病院内保育所の保育士等の数は、A 型特例及び A 型 2 人、B 型 4 人、B 型特例 10 人とする。
	標準人件費	年額 3, 186, 000 円
	その他の経費	病院内保育所運営費支出予定額から保育士等の職員の人件費を除いた経費のうちの知事が認めた額とする。 ただし、借入金の返済、土地購入費等の資本取引に係る経費及び保育士等の職員の給食費等病院内保育施所の運営費以外の費用は認めないものとする。

注 4（24 時間保育）

24 時間保育は、終日いずれの時間帯においても、令和 7 年度青森県病院内保育所運営費補助金交付要綱第 2 に掲げる保育サービスを提供するものとする。

注 5（病児等保育）

病児等保育の実施に係る基準については、以下のとおりとする。

（1）対象児童

ア 医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な病院内保育所に通所している児童で、かつ、保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事由により家庭で育児を行うことが困難な児童。

イ 保育所に通所している児童ではないが、アと同様の状況にある児童（小学校低学年児童等を含む。）。

（2）対象疾患等

感冒、消化不良症（多症候性下痢）等乳幼児が日常罹患する疾患や、麻疹、水痘、風疹等の感染性疾患、喘息等の慢性疾患及び骨折等の外傷性疾患などとする。

また、原則として 7 日まで連続して保育することができるものとするが、児童の健康状態についての医師の判断及び保護者の状況により必要と認められる場合には、7 日を超えて保育できるものとする。

（3）施設

病児等の静養又は隔離の機能を持つ安静室を設けていること。また、安静室は病児等が 2 人以上横臥でき、1 人当たりの面積が原則として 1.65 m² 以上であること。

（4）職員配置等

ア 病児等保育を専門に担当する職員として、看護職員を 1 名以上配置すること。なお、病児等の児童数が 2 名を超える場合には、病児等 2 名に対し看護職員 1 名の配置を基本とすること。

イ 児童の受け入れに当たっては、当該施設等の医療機関の医師により、当該児童を病児等保育の対象として差し支えない旨の確認を受けること。

ウ 体温の確認等その健康状態を的確に把握し、児童の病状に応じて安静を保てるよう処遇内容を工夫すること。

エ 他の児童への感染の防止に配慮すること。

（5）利用事務手続等

ア 利用事務手続きについては、実施施設毎に定めることとするが、保護者の利便を考慮し、弾力的な運用を図ること。

イ 利用申請があった場合は、受入上支障のない限り、速やかに利用の決定を行うこと。

ただし、特に緊急を要する場合にあつては、利用申請等の書面による手続きは、事後であっても差し支えないものとする。

(6) 保育料の徴収

病児等保育の実施に係る費用については、1日当たり3,200円以内で保護者より徴収するものとする。(ただし、飲食物に係る費用を別途徴収することを妨げないものであること。)

(7) その他

病院等従事職員の委託を受けて病児等保育を実施する他に、市町村等の保育担当部局や施設周辺の保育所等と情報交換を行い、実情に応じて病児等児童の保育受け入れを行うものとする。

第 1 号様式 (第 6 関係)

令和 年 月 日

青森県知事

殿

申請者住所
名称
代表者職氏名

令和 7 年度青森県病院内保育所運営費補助金交付申請書

令和7年度において実施する病院内保育所運営事業に要する経費について、補助金の交付を受けたいので、青森県補助金等の交付に関する規則第3条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 補助申請額 円
- 2 関係書類
 - (1) 補助金所要額調書（第2号様式）
 - (2) 事業計画書（第3号様式）
 - (3) 歳入歳出予算書又は見込書の抄本
 - (4) その他知事が必要と認める書類

補助金所要額調書

総 業 費 A	寄附金 その他の 収入 額 B	差引額 A - B C	対象経 費の支 出予定 額 D	基 準 額										選 定 額	県補助 基本額	県補助 所要額	備 考	
				基本額				加算額										計
				保育士 等人数	保育料 収入相 当額	調整率	小計 E	2 4 時間保育			病児等保育							
								単価	運営 日数	小計	単価	運営 月数	小計					
円	円	円	円	人	円		円	円	日	円	円	月	円	円	円	円	円	
								23,410			187,560							

(注)

- 1 A欄及びB欄の上段（ ）には歳入歳出予算書の総支出額及び総収入額を記載すること。
- 2 E欄には、（保育士等人数×12か月×基準額（180,800円）－保育料収入相当額）×調整率で求められる額を記入すること。
- 3 G欄には、D欄の金額とF欄の金額とを比較して少ない方の額を記入すること。
- 4 H欄には、C欄の金額とG欄の金額とを比較して少ない方の額を記入すること。
- 5 I欄には、H欄の額に補助率（3分の2）を乗じた額（1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）を記入すること。

第4号様式（第7関係）

令和 年 月 日

青森県知事 殿

	住	所
補助事業者	名	称
	代表者職氏名	

令和7年度青森県病院内保育所運営事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け青医第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和7年度青森県病院内保育所運営事業の内容（経費）を別添のとおり変更したいので、令和7年度青森県病院内保育所運営費補助金交付要綱第7第1号の規定により申請します。

（注）変更の理由書（様式任意）及び変更後の補助金所要額調書（第2号様式）を添付し、変更箇所
に下線を引くこと。

令和 年 月 日

青森県知事 殿

	住	所
補助事業者	名	称
	代表者職氏名	

令和7年度青森県病院内保育所運営事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け青医第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和7年度青森県病院内保育所運営事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、令和7年度青森県病院内保育所運営費補助金交付要綱第7第2号の規定により申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由

- 2 中止（廃止）の内容

- 3 中止（廃止）の年月日

令和 年 月 日

青森県知事 殿

補助事業者 住 所
 名 称
 代表者職氏名

令和7年度青森県病院内保育所運営費補助金請求書

金 円也

ただし、令和 年 月 日付け青医第 号で交付決定の通知を受けた令和7年度青森県
病院内保育所運営費補助金として、上記の金額を請求します。

振込先

取引金融機関名：
支店（営業所）名：
口座種別： 普通 ・ 当座 ・ （ ）
口座番号：
口座名義：

令和 年 月 日

青森県知事 殿

	住	所
補助事業者	名	称
	代表者職氏名	

令和 7 年度青森県病院内保育所運営事業完了（廃止）実績報告書

令和 年 月 日付け青医第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和 7 年度青森県病院内保育所運営事業が完了（を廃止）したので、青森県補助金等の交付に関する規則第 1 2 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 補助精算額 金 円
- 2 関係書類
 - （1）補助金所要額精算書（第 8 号様式）
 - （2）事業実績報告書（第 3 号様式）
 - （3）保育士等職員給与費明細書（第 9 号様式）
 - （4）歳入歳出決算書又は見込書の抄本
 - （5）その他知事が必要と認める書類

第 8 号様式（第11関係）

補 助 金 所 要 額 精 算 書

（補助事業者名

総 業 費 <
--

総定員数

人

（注）

- 1 A欄及びB欄の上段（ ）には歳入歳出予算書の総支出額及び総収入額を記載すること。
- 2 E欄には、（保育士等人数×12か月×基準額（180,800円）－保育料収入相当額）×調整率で求められる額を記入すること。
- 3 G欄には、D欄の金額とF欄の金額とを比較して少ない方の額を記入すること。
- 4 H欄には、C欄の金額とG欄の金額とを比較して少ない方の額を記入すること。
- 5 I欄には、H欄の額に補助率（3分の2）を乗じた額（1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）を記入すること。

第9号様式（第11関係）

保 育 士 等 職 員 給 与 費 明 細 書

（補助事業者名）

職 名	氏 名	給 与 費			委託料	計	備 考
		常勤職員 給 与 費	非常勤職員 給 与 費	法 定 福利費等			
		円	円	円	円	円	
							年 月 日
							～ 年 月 日
							年 月 日
							～ 年 月 日
							年 月 日
							～ 年 月 日
							年 月 日
							～ 年 月 日
							年 月 日
							～ 年 月 日
							年 月 日
							～ 年 月 日
							年 月 日
							～ 年 月 日
							年 月 日
							～ 年 月 日
							年 月 日
							～ 年 月 日
合 計							

（注意事項）

- 1 本表は、当該年度の4月1日から翌年の3月31日までの1年間における給与支給額を記載すること。
- 2 職名欄には、保育士、保育士助手の別を記入すること。また、病児等保育を行っている施設で、病児等保育を専門で担当する看護職員については、看護職員と記入すること。
- 3 運営を委託している病院内保育所で、委託料に人件費が含まれる場合には、人件費に当たる委託料を委託料欄に記入するとともに、委託契約書（写）を添付すること。
- 4 備考欄は当該年度の給与支給当初月から最終月までの期間を明示すること。